

# 川越市子ども家庭総合支援拠点について(案)

## 1. 概要

平成28年5月の児童福祉法の改正により、児童福祉法第10条の2に、市町村が児童等に関する支援を行うための機能を有する拠点の整備に努めなければならないと明確化されたことを受け、川越市子ども家庭総合支援拠点を整備しようとするものです。

## 2. 背景

平成28年5月の児童福祉法の改正により、児童福祉法第10条の2において、子ども家庭総合支援拠点の整備が市町村の努力義務とされた。

その後、平成30年3月の目黒女児虐待事件をきっかけとして厚生労働省が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、令和4年度までに全市町村に設置するという方針が打ち出された。

また、令和元年11月には、「中核市市長会提言書」が採択され、令和4年度までに児童相談所が設置されている市を除く全中核市に支援拠点が設置されることとされた。

本市では、子ども家庭総合支援拠点における業務内容等は、国の要綱において明確に示されていたことから、担当課内で準備を進めるとともに、庁内関係課との連携について理解と協力を得るために令和3年度後期から説明や協議を行っている。

## 3. 目的

管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童への支援を行う。

新たな施設等の設置ではなく、業務を行うという『機能』の設置となる。

## 4. 設置運営開始予定日

令和4年4月1日運営開始予定

## 5. 設置・運営根拠

(1) 国

- ・児童福祉法
- ・「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱

(2) 市

- ・川越市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱(仮) (策定予定)

## 6. 補助金

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金

補助率 1/2

※「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」に基づく支援拠点の運営を行うことにより、報酬、給料及び職員手当(会計年度任用職員、臨時的任用職員のみ)、旅費、需用費、役務費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費、負担金等が対象となる。

## 7. 職員配置

(1) 子ども家庭総合支援拠点の類型について

### ①小規模型

小規模A型 児童人口概ね0.9万人未満(人口約5.6万人未満)

小規模B型 児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満(人口約5.6万人以上約11.3万人未満)

小規模C型 児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満(人口約11.3万人以上約17万人未満)

### ②中規模型

中規模型 児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満(人口約17万人以上約45万人未満)

### ③大規模型

大規模型 児童人口概ね7.2万人以上(人口約45万人以上)

※本市は中規模型に該当

(2)本市が設置する子ども家庭総合支援拠点について

中規模型の基準は、子ども家庭支援員 常時3名

心理担当支援員 常時1名

虐待対応専門員 常時4名(加算分2名を含む) となっている。

※虐待対応専門員の加算分は各市町村の虐待相談対応件数により算出。

※事務処理対応職員や安全確認対応職員を配置することが望ましい。

子ども家庭課の勤務状況を勘案しあてはめた場合、

子ども家庭支援員 3名(保健師2名、家庭児童相談員2名)

心理担当支援員 2名(心理職2名)

虐待対応専門員 4名(社会福祉士3名、家庭児童相談員2名) となる。

※家庭児童相談員はパートタイムのため、2名で常時1名換算。

※担当リーダー(社会福祉士)、社会福祉士(育休中)は含まず。

※保健師1名は育休職員補充の臨時的任用職員。

※事務1名が育休中のため、会計年度任用職員(パートタイム)を補充している。

## 8. 設備・器具

(1)設備

・相談室(相談の秘密が守られること)、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を標準とする。 ※相談室等の数、面積、備品等は定められていない。

【現状】相談室:2室(東庁舎1階、相談室A・B)

親子の交流スペース:相談室1室(相談室B)を交流スペースを兼ねるものとする。

事務室:本庁舎3階(現在の子ども家庭課)

⇒充足していると判断。

(2)器具

・記録や文書作成に必要な物品のほか、各部屋にはその目的を達成するために必要な器具、調度品等を備えておく。 ※重要なプライバシーは鍵を付けて書庫等に保管

【現状】相談室:室内にテーブル・椅子等が設置されている。

親子の交流スペース:相談室Bには遊具と検査キットが設置されている。

事務室:パソコン・プリンター等必要物品と保管用鍵付きキャビネットが設置されている。

## 9. 周知方法

(1) 市民向け

①周知内容 : 運営開始及び相談窓口の案内(相談窓口は変更せず)

②周知方法 : 広報(4月号)、ホームページ、子育て情報誌等

(2) 関係機関向け

①周知内容 : 業務内容、関係機関との連携、相談窓口の案内(連絡先等は変更せず)

②周知方法 : メール、郵送等による資料送付

## 10. 業務内容

### (1) 4つの業務

(児童福祉法10条第1項1号～4号、市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱)

#### ① 子ども家庭支援業務に係る業務

- \* 実情の把握
- \* 情報の提供
- \* 相談等への対応
- \* 総合調整

#### ② 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

#### ③ 関係機関との連絡調整

- \* 要保護児童対策地域協議会の活用
- \* 児童相談所との連携、協働
- \* 他関係機関、地域における各種協議会との連携

#### ④ その他の必要な支援

- \* 家庭復帰した児童のアフターケア
- \* 里親、養子縁組里親、養子縁組家庭への支援
- \* 非行相談への対応

既に実施している業務

設置により、質(レベル)が問われることになる。

## 11. 運営方法

### (1) 要保護児童対策地域協議会との関係

- \* あらゆる場面で調整力を発揮し、地域の総合力を高めていくことが求められている
- \* 「要保護児童対策調整機関」を担う

### (2) 子育て世代包括支援センターとの関係

- \* 適切に情報を共有するとともに、連携して対応し、継続した支援が行えるような体制を整備
- 【連携の具体的方法】

#### ① 会議形態の情報共有における連携

- ・未就学児等ケース連絡会議(健康づくり支援課とこども家庭課)
- ・要保護児童対策地域協議会への参加
- ・子育て世代包括支援センター実務関係者会議に支援拠点職員の参加

#### ② 日々の活動における連携

- ・日々のケース対応(専門職同士の同行訪問、書面や電話等による情報共有)

### (3) 家庭児童相談室との関係

- \* 家庭児童相談室の機能を核として支援拠点の機能を拡充していくことも想定される。

### (4) 庁内の関係部局との関係

- \* 庁内の関係部局、特に、保健担当部局、教育担当部局、福祉担当部局、青少年担当部局、総務担当部局を相互に結び付けるネットワークの中核機関となる

※ (別紙)関係機関連携イメージ図参照

## 12. スケジュール

令和3年10月20日	子ども子育て新制度会議
令和3年11月 9日	第2回川越市市立児童相談所設置に関する検討会議
令和3年12月28日	庁内関係課会議
令和4年 1月14日	子ども・子育て支援推進会議
令和4年 1月28日	社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議)
令和4年 2月上旬(予定)	部長会議
令和4年 2月下旬(予定)	設置運営要綱制定(市長決裁)
令和4年 3月下旬(予定)	議会報告
令和4年 4月 1日(予定)	運営開始

(別紙) 関係機関連携イメージ図

